

# 特定非営利活動法人 ざま災害ボランティアネットワーク定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 ざま災害ボランティアネットワークと称する。

2 この法人の略称は、「特定非営利活動法人 ZSVN」(Zama Saigai Volunteer Network)と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県座間市に置く。

## 第2章 目的及び事業目的

(目的)

第3条 この法人は、大規模災害に備え、平時から市民、教育機関、各種団体及び事業者に対して、「自分のまちは、自分で守る」という「自助」・「隣助」・「共助」意識の啓発を行い、災害知識・対応技能を普及する活動に取り組み、以て、災害への備えを、日常生活の中に溶け込ませる行動と、「いのち」を守る行動(シェイクアウト安全行動訓練)の普及活動に取り組み、安心・安全なまちづくりに寄与する。

また、災害発生時には、地域で連携する個人並びに組織と力を合わせて、地元はもとより支援活動が可能な遠隔の被災地に対しても、災害の復旧・復興の支援に協力し、特に、被災地域の生活再建に関与して、互いが支え、支え合う「結」のつながりを復活させることを活動の目的とする。

(活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法(以下「法」という)第2条別表記載のうち下記の活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 災害救援活動
- (4) 地域安全活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に関わる事業
  - ① 市民への防災・減災に関する啓発及び普及事業

- ② 教育機関への防災減災啓発普及事業
- ③ 「まちなか防災塾」の運営事業
- ④ 防災まちづくりへの参画事業
- ⑤ 被災地復興支援事業
- ⑥ その他、本会の目的を達成するために必要な事業

### 第3章 会 員

(種別)

第 6 条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法における社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、この法人の活動を推進するために入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第 7 条 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとする。なお、18 歳未満の入会希望者は、保護者の承諾を得るものとする。

- 2 代表理事は、前項の申し込みがあったとき、その者が第 6 条に掲げる条件に適合することを確認した上、理事会の同意を経て、入会を承認するものとする。
- 3 代表理事は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第 8 条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第 9 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡または失踪宣告を受けたとき。
- (3) 会員である団体が解散したとき。
- (4) 継続して 2 年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。

(退会)

第 10 条 会員は、理事会が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員数の 3 分の 2 以上の議決により、これを除名することができる。この場合その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款、もしくは総会または理事会の定める規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第 12 条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

#### 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上 8 名以内
  - (2) 監事 1 名以上 3 名以内
- 2 理事のうち、一人を代表理事とし、若干名を副代表理事とすることができる。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事及び副代表理事は、理事会において理事の互選により選出する。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、または当該役員ならびにその配偶者および 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 15 条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故のあるときまたは、代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を執行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。

- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し、不正の行為又は法令または定款に違反する重大な事実があることを発見した場合にはこれを総会または所轄庁へ報告をすること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事会の業務執行状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が集結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内であるかぎり、理事会の議決によりその報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に職員を置くことができる。

- 2 この法人の職員は代表理事が任免する。

## 第5章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会および臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告および収支決算
- (5) 事業計画および収支予算
- (6) 役員を選任等に関する事項
- (7) 長期借入金に関する事項
- (8) その他この法人の運営に関する重要な事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 表決権総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は、電磁的方法をもって招集の請求をしたとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第 2 項 第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、代表理事、もしくはその指名する正会員がこれを行う。

(定足数)

第 27 条 総会は、出席した正会員数が、正会員総数の 2 分の 1 以上がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項および第 52 条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数および、出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が署名または記名押印しなければならない。

3 前 2 項 の規定にかかわらず、正会員全員が書面または電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

### (構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

### (権能)

第 32 条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 入会金及び会費に関する事項
- (2) 事務局の組織および運営に関する事項
- (3) 総会に付議すべき事項
- (4) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

### (開催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から、会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

### (招集)

第 34 条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、30 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

### (定足数)

第 35 条 理事会は、理事総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

### (議長)

第 36 条 理事会の議長は、代表理事もしくはその指名する理事がこれにあたる。

### (議決)

第 37 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (表決権等)

第 38 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決をすることができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 35 条および第 39 条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
  - (2) 理事総数、出席者数および出席者氏名(書面等による又は電磁的方法による表決者にあつてはその旨を付記すること。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名または記名押印しなければならない。

## 第7章 委員会等

(委員会等)

第40条 この法人は、業務企画推進のために、各種委員会等を設置することができる。

- 2 委員会の設置ならびに運営等に関する規定は、理事会の議決を経て代表理事がこれを定める。

## 第8章 事務局

(事務局)

第 41 条 この法人は、事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局の運営等に関する規定は、理事会の議決を経て代表理事がこれを定める。

## 第9章 資産及び会計

(資産の構成)

第 42 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益



- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 43 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 44 条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の区分)

第 45 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(会計の原則)

第 46 条 この法人の会計は、次に掲げる原則に従って行うものとする。

- (1) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- (2) 活動計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。
- (3) 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(事業計画及び予算)

第 47 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 48 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第 49 条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表および財産目録等の決算に関する書類は毎事業年度終了後、速やかに代表理事が作成し、監事の監査を経て、その年度終了後 3 か月以内に、総会の承認を経なければならない。

2 決算上、剰余金を生じたときは、次期事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 50 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(長期借入金)

第 51 条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

## 第 10 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 52 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 3 分の 2 以上の多数による議決を得なければならない。

2 定款の変更は、次に掲げる事項については、所管庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係わる事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る)
- (5) 正会員の資格の取喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に関するものを除く。)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産に帰属すべき者に係わるものに限る。)
- (10) 定款に関する事項

(解散)

第 53 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能があった時
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続き開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し。
- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 3 分の 2 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 54 条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうちから、総会において選定したものに寄付するものとする。その帰属先は、総会において出席した正会員の 3 分の 2 以上の議決を経て選定する。

(合併)

第 55 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の議決を経て、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 56 条 この法人の解散事由にかかわる公告は、この法人の掲示場所に掲示するとともに、官報において行う。

2 法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表に係る公告については、この法人のインターネットホームページに掲載して行う。

## 第 12 章 雑則

(細則)

第 57 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員ならびにその役職は、次に掲げる者とする。

代表理事	濱田 政宏
副代表理事	山岡 哲朗
副代表理事	高橋亜規子
理 事	露木 典子
理 事	加藤 裕周
監 事	藤田 義信

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条の規定に関わらず、成立の日から令和5年3月31日とする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 49 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、成立の日から令和5年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)入会金	正会員	個人会員	0 円	団体会員	0 円
	賛助会員	個人会員	0 円	団体会員	0 円
(2)年会費	正会員	個人会員	1,000 円	団体会員	3,000 円
	賛助会員	個人会員	1 口	2,000 円(1口以上)	
		団体会員	1 口	3,000 円(1口以上)	

以 上